

呉市水道局の契約に係る暴力団等排除措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市水道局(以下「局」という。)が発注する建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等役務業務の委託、物品の調達及び公有財産の売払い等に係る契約(以下「契約」という。)に関する事務(入札など契約の相手方の決定に係る事務、契約の締結に係る事務、契約の履行、その監督・検査に係る事務その他契約に係る一切の事務をいう。以下「契約事務」という。)から、暴力団等を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - イ 準構成員(暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行い、または暴力団に資金や武器を供給するなどしてその組織の維持・運営に協力し、若しくは関与する者)
 - ウ 次に掲げる者及びその他暴力団と関わりがある者
 - (ア) 暴力団、暴力団員又は準構成員に協力等をし、これらに関与する者
 - (イ) 暴力団員若しくは準構成員であったことを背景とし、若しくは標ぼうするなどし、又は暴力団員若しくは準構成員であることを標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者
 - (ウ) 総会屋、右翼、社会運動等の名目を背景とし、又は標ぼうするなどして、実質的に暴力団員又は準構成員と同視し得る行為を行う者
- (3) 暴力団等 暴力団及び暴力団関係者並びに別表に規定する措置要件に該当するなど暴力団又は暴力団関係者と関わりのある法人、組合その他の団体を総称していう。
- (4) 不当介入行為 不当な要求行為(呉市における法令遵守の推進に関する条例(平成18年呉市条例第40条)第2条第8号ア、イ及びウに掲げる行為に該当する行為のうち契約事務に係るものをいう。)を始め、契約事務の妨害・障害となる違法・不当な行為を総称していう。

(指名停止等による暴力団等の排除)

第3条 呉市水道企業管理者(以下「管理者」という。)は、暴力団等について、次の各号に掲げる契約の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものと

する。

(1) 建設工事の請負，測量・建設コンサルタント等役務業務及び物品の調達の委託に係る契約 入札参加有資格者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは，呉市水道局工事等指名停止要綱（平成14年12月2日実施）の規定に基づき，速やかに指名停止を行うものとする。

(2) 公有財産の売払い等に係る契約 契約の相手方候補者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは，当該売払い等に係る募集要項等に基づき，当該相手方候補者を契約の相手方としないものとする。

（再委託等の禁止による暴力団等の排除）

第4条 管理者は，契約の相手方（以下「受注者」という。）が，別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるものに対し当該契約の履行の一部を請け負わせ，若しくは委託し，又は公有財産を転売，転貸等しようとするについて，承認・承諾をしないものとする。

（契約解除による暴力団等の排除）

第5条 管理者は，契約の締結後において受注者が別表に規定する措置要件のいずれかに該当すると認められるときは，当該契約の契約条項に基づき当該契約を解除することができるものとする。

（事前審査等を行わない契約に係る特則）

第6条 契約のうち，入札参加有資格者名簿登載に係る事前審査等を経ないものに係る前3条の規定の適用については，これらの規定中「別表」とあるのは「暴力団，暴力団関係者又は別表」と読み替えてこれらの規定を適用する。

（不当介入行為に対する措置）

第7条 管理者は，暴力団等又はこれと疑うに足る者から受注者が不当介入行為を受けた場合は，当該受注者から，直ちにその旨を局（原則として当該請負工事，委託業務，調達物品又は売払公有財産を所管する課の長（以下「担当課長」という。）とする。）に報告させるとともに，所轄の警察署へ届出をさせるものとする。ただし，警察への届出に当たり特に必要と認める場合は，局，管理者，担当課長その他告訴権・告発権の有無を踏まえ，適当と認める者の名義によりこれを行うものとする。

2 前項に規定する警察への届出については，現に被害が生じているときは被害届をもって当該届出を行わせ，事後に被害が生じたときは別途に被害届を警察へ提出させるものとする。

3 第1項の報告があった場合は，原則として担当課長が速やかに所轄の警察署と協議を行い，受注者に対し適切な指導を行うものとする。

4 第1項の報告があった場合は，原則として担当課長が受注者からその詳細に係る聴取等を行い，不当介入報告書（別記様式）に聴取事項を記入の上，所属する部の

長及び参事並びに財務課長へ提出する。

- 5 財務課長は、不当介入報告書の提出を受けたときは、担当課長と連携の上、次に掲げる事項その他必要な事項について所轄の警察署と協議・確認をし、必要に応じ、現場状況の調査及び受注者への適切な指導・支援を行う。
 - (1) 当該不当介入行為を行う者に係る暴力団等の該当性
 - (2) 当該不当介入行為に係る対応策
 - (3) 警察への要請事項及び警察の決定事項
 - (4) 現場状況の調査等に当たっての派遣・同行警察署員の確保
 - (5) その他受注者からの聴取では不明な事項
- 6 前項に規定する調査に当たっては、暴力団等と対応する事態が想定されることを踏まえ、原則として警察署員に同行の協力を得た上で、複数の職員により実施するものとする。
- 7 前各項に規定する措置、支援等を受けたにもかかわらず、不当介入行為によりやむを得ず受注者の契約の履行が遅滞するおそれがある場合は、管理者は、当該受注者及び所轄の警察署との協議を踏まえ、必要に応じ履行期限の延長などの措置を講ずるものとする。

(準用)

第8条 管理者は、暴力団等に該当しないもの又は暴力団等に該当するか否か定かでないものから受注者が不当介入行為を受けた場合は、当該不当介入行為を行ったものの態様、当該不当介入行為の態様等を勘案して特に悪質と認めるものに対し、前5条の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携等)

第9条 この要領に定めるもののほか、管理者は、契約事務から暴力団等を排除等するに当たり、警察等捜査機関と密接な連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

別表（第2条 - 第5条関係）

措置要件

- (1) 役員等（個人事業者である場合にはその者を，法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。
- (2) 役員等が暴力団，暴力団関係者，暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が暴力団，暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号に規定するときのほか，役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) その経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

暴力団等による不当介入時の措置フロー

